中野区監査委員告示第５号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１４項の規定に基づき、令和７年度定期（財務）監査の結果に基づき講じた措置について、区長及び教育委員会から通知があったので、次のとおり公表します。

令和８年１１月１３日

中野区監査委員　海老沢　憲　一

同　石　浦　勇　人

同　ひ　や　ま　隆

同　髙橋　かずちか

８中総防第１１６９号
令和８年１０月２９日

中野区監査委員　様

中野区長　酒　井　直　人

各種監査結果の報告に係る措置状況について

このことについて、令和7年度に実施された下記の監査の結果に関する報告を受け、当該監査結果に基づき、指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

記

1　監査の結果に関する報告

(1)令和7年度定期(財務)監査
（令和8年1月21日付7中監第953号）

(2)令和7年度定期(工事)監査
（令和8年2月27日付7中監第1062号）

(3)令和7年度財政援助団体等監査
（令和8年3月2日付7中監第1061号）

(4)令和7年度行政監査
（令和8年3月18日付7中監第1145号）

2　指摘された事項についての措置状況
別紙「令和7年度監査指摘事項に対する措置状況」のとおり

８中教教第８５８号
令和８年１０月２０日

中野区監査委員　様

中野区教育委員会

各種監査結果の報告に係る措置状況について

このことについて、令和7年度に実施された下記の監査の結果に関する報告を受け、当該監査結果に基づき、指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

記

1　監査の結果に関する報告

(1)令和7年度定期(財務)監査
（令和8年1月21日付7中監第953号）

(2)令和7年度定期(工事)監査
（令和8年2月27日付7中監第1062号）

(3)令和7年度財政援助団体等監査
（令和8年3月2日付7中監第1061号）

(4)令和7年度行政監査
（令和8年3月18日付7中監第1145号）

2　指摘された事項についての措置状況
別紙「令和7年度監査指摘事項に対する措置状況」のとおり

令和７年度監査指摘事項一覧

監査名	指摘事項	所管組織
定期（財務）	1　契約内容を誤認し不適正な事務処理をしていたもの	・地域支えあい推進部 介護保険課
	2　私費による立替払及び不適正な代理決裁を行っていたもの	・教育委員会事務局 谷戸小学校
	3　予算措置を講じないまま事業を実施したもの	・教育委員会事務局 指導室
	4　事務処理の遅れにより延滞金を支払っていたもの	・教育委員会事務局 指導室
	5　事務処理の遅れにより延滞金を支払っていたもの	・健康福祉部 障害福祉課
定期（工事）	なし	
財政援助団体	なし	
行政	なし	

令和７年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項１

所管組織	地域支えあい推進部　介護保険課	団体名

指摘の内容	**○ 契約内容を誤認し不適正な事務処理をしていたもの** 介護保険料通知書作成等業務委託（単価契約）は、各帳票類及び封筒の印刷、中野区が作成した電子データのデータ処理及び印字出力、封入・封緘、発送等を目的とした、総価契約部分と単価契約部分からなる委託契約である。 委託内容の一つである介護保険だより送付状の印刷については、総価契約にもかかわらず、単価契約と誤認し実績に応じた支払を行い、契約期間終了後、誤認が発覚したため、総価契約との差額分として３，９５０枚の納品と検査を行い、４３，４５０円を追加で支出していた。 契約内容の誤認により、契約期間を過ぎてからの納品・支払が発生したことは、契約管理及び予算執行の適正性を欠くものであり、不適正である。 適正な契約事務を徹底されたい。
原因・理由	帳票類の印刷については、稼働する工場・人員をあらかじめ確保し経済合理性を確保するとともに、印刷から発送までに必要な期間を確保するため、発送対象者確定前に計画的に実施する宛名等以外の印刷を総価契約とし、発送対象者確定後に実施する宛名等の印字を単価契約として区分している。 しかしながら、指摘事項となった介護保険だより送付状の印刷においては、本来同様に契約区分を分けるべきところ、その区分を契約内容へ適切に反映できておらず、一括して総価契約としていたことから、契約内容の誤認が生じたものである。 また、当該業務委託は内訳が70種以上に及んでおり、支払時の確認においても契約内容の誤認に気付きにくい状況であったことも一因である。
講じた措置の内容	契約内容の確認方法を見直し、各種帳票に付した通し番号を活用して、総価契約部分（宛名等以外の印刷）と単価契約部分（宛名等の印字）の対応関係を複数人で確認する運用に改めた。 また、納品・支払管理表を作成し、総価契約部分については、履行月ごとに各種帳票の数量及び支払金額をあらかじめ入力した上で、検査及び支払時に確認できるよう改善した。 なお、介護保険料通知書作成等業務委託（単価契約）は毎年度実施しているが、今回指摘事項となった介護保険だより送付状の印刷については３年に１回のみ実施するものである。当該送付状の印刷は令和８年度委託に含めており、総価契約及び単価契約を適切に区分した上で契約締結を行っている。

令和７年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項２

所管組織	教育委員会事務局　谷戸小学校	団体名

指摘の内容

○ 私費による立替払及び不適正な代理決裁を行っていたもの

令和６年６月２１日に実施された谷戸小学校４年生社会科見学に係る児童輸送バスの契約について未払となっていたところ、職員が受託事業者から繰り返し催促を受け、１２月１２日の翌日までに支払うよう求められたことから、公金による支払に先立ち、私費による立替払で受託事業者に支払っていた事実が確認された。また、監査の過程では予算執行事務において、学校事案決定規程第６条に定める「校長不在時には副校長が代決する」に反し、多数の事案について担当職員が校長の代理決裁を行っていたことが確認された。

地方自治法上認められていない立替払を行ったこと、また、規程に反し代理決裁を多数行ったことは、事務処理上極めて不適正であり、財務規則及び公金管理の信頼性を損なうものである。

適切な予算執行、職員への規則遵守の周知徹底、及び管理機能の再構築を行われたい。

原因・理由

令和５年７月から令和６年３月末まで、事務職員２名体制のうち１名が病気休職により不在となり、その間、残る事務職員１名による単独対応の状態が継続したため、学校事務全般の処理に遅延が生じていた。区に対して支援を要請したものの、代替人材を確保できず、十分な支援体制を構築できなかった。令和６年４月に事務職員が再配置された後も、滞留業務の解消には至らず、処理遅延が継続していた。こうした中、受託事業者から繰り返し催促を受けたことから、事態を早急に解決するため、不適切な処理と把握していながら、やむなく私費による立替払で受託事業者に支払った。

また、管理職は業務進捗の確認及び支払遅延に係る指導を行っていたが、具体的な業務補助及び負担軽減策を十分に講じることができなかった。

さらに、中野区立学校事案決定規程第６条において、校長不在時に代決できる者は副校長及び副園長に限られているにもかかわらず、当該規程に対する理解が不十分であったことから、一般職員による不在代決が可能であると誤認し、規程に反する代理決裁を行った。

講じた措置の内容

管理職が学校事務の進捗状況を定期的に確認し、進行管理を行うとともに、遅延案件については区へ相談及び情報共有を行い、助言・指導を受けながら管理職を含めて事務処理を進める体制を整えた。

また、学校予算に対する管理職の管理を強化するとともに、学校事案決定規程の周知及び予算に関する研修を積極的に活用し、服務規律及びコンプライアンス意識の向上を図った。

加えて、教育委員会事務局では、各学校の管理職に対し、学校事案決定規程に基づき、校長の代決権を事務職員に付与することはできないことを改めて周知した。また、会計室と連携し、担当職員が校長の代理決裁を行っている支出命令については返戻措置を行うこととした。

さらに、支払事務の遅延防止に向け、定期的に学校予算の執行状況を確認するとともに、執行率の低い学校に対しては詳細確認を実施するなど、管理体制の強化を図っている。今後は、学校用物品を取り扱う事業者に対しても、各学校における支払遅延の有無を定期的に確認することとしている。

定期（財務）監査指摘事項３

所管組織	教育委員会事務局　指導室	団体名

指摘の内容	**○ 予算措置を講じないまま事業を実施したもの** 令和６年度中野区教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会員が行った資料作成・ヒアリング等に係り、令和６年１２月に部会員から対価の必要性が示されたことを受け、令和７年３月３１日に歳出予算の流用を確定し、報償費を支出していた。 支出負担行為を確認したところ、支給対象期間は令和６年９月から令和７年３月であった。 予算措置を講じない状況で新たな事業を執行し、後から予算を流用して支出したことは、不適切な事務処理である。 適切な予算事務を行われたい。
原因・理由	いじめ問題対策委員会に係る資料作成及びヒアリング等（以下「シャドーワーク」という。）に要する費用については、従前より委員報酬に含まれるものとして各委員に対応を依頼していた。しかしながら、委員会の進行に伴い、シャドーワークに係る負担が著しく増大し、当初の想定以上となったことから、その対価を正確に支払う必要性が生じた。 これを受け、部内で協議を行った結果、シャドーワークに係る対価については別途報償費により支出することを令和７年１月中旬に決定し、同月下旬に各委員へシャドーワークに要した期間及び時間数を確認した。そのため、実績確定日である３月３１日に予算流用を行わざるを得なかった。
講じた措置の内容	本事案は、明確に予算措置を講じないまま、当初の想定以上に増大した業務を継続してしまったことに問題がある。今後は、当該業務について当初から予算措置を行い、予算の裏付けを確保した上で事業を実施することとした。令和７年度及び令和８年度については、前年度実績に基づき予算要求を行い、適正な予算執行に努めている。

定期（財務）監査指摘事項４

所管組織	教育委員会事務局　指導室	団体名

指摘の内容	**○ 事務処理の遅れにより延滞金を支払っていたもの** 教育センター分室における令和６年４月分のガス料金について、納付期限である令和６年５月２０日までに支払を行わず、令和６年６月２１日に支払を行い、その際延滞金３３７円を支出していた。 この延滞金は、期限までに支払を行っていれば発生しない経費である。 適切な支払事務を行われたい。
原因・理由	当初の４月分支払手続を進めていたが、起案者が支出命令を起案したまま、電子決裁及び納付書の回付を失念したことにより、支払手続が未了となり、今回の事態に至った。
講じた措置の内容	これまで、担当者が支出命令を行う際は簡易的なチェックシートを用いて進捗管理を行っていたが、管理が主担当者のみとなっていたため、チェック体制が十分ではなかった。このため、当該チェックシートに予算執行起案日、支出負担行為日及び支出命令日を記入する欄を追加するとともに、サブ担当を含む複数人で確認できる体制を整備した。 さらに、事業担当以外の係員が支出命令一覧を用いて、受付区分が「審査未受付」となっている案件を週１回確認し、当該案件を発見した際には、各担当者に対し対応状況を確認する体制を整備した。

定期（財務）監査指摘事項５

所管組織	健康福祉部　障害福祉課	団体名

指摘の内容	**○ 事務処理の遅れにより延滞金を支払っていたもの** 令和５年度に履行された手話通訳代替派遣業務委託１０，５００円について、当該年度中に支払を行わず、令和６年度に委託料１０，５００円及び延滞利息２００円を支払っていた。 本来、委託料は令和５年度に支払われるものであり、延滞利息は期限までに支払を行っていれば発生しない経費である。適切な支払事務を行われたい。
原因・理由	令和５年１０月２３日の財務会計システム変更と同時期に、本契約業務について担当者を１名から２名体制に変更し、事務内容の共有を行った。しかしながら、担当者２名とも新システムの操作に不慣れであったことから、検査から支出までの過程において修正及び取消を繰り返す状況となった。 また、メイン担当及びサブ担当が交互に支払処理を行っていたことにより、事務処理に混乱が生じた。その中で、指摘のあった令和５年１２月５日分の支出命令を取り消した後、再度支出命令を行うことを失念した。 加えて、出納整理期間中における確認も十分でなかったことから、令和５年度中に支払うことができなかった。
講じた措置の内容	再発防止策として、支払担当者を１名に定め、仕様書を改定の上、令和７年度から業務終了ごとではなく１か月単位で支払を行う運用に改めた。 また、進行管理表を作成し、担当者及び係長の２名で支払状況を確認する体制を整備した。 さらに、出納整理期間中の確認にあたっては、進行管理表に加え、完了届及びＩＰＫの支出命令一覧との突合を行うこととし、適正な会計処理に努めている。